

**食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会**  
**第111回牛豚等疾病小委員会**  
**議事概要**

1. 開催日時及び場所

日時：令和8年3月31日（火）13：30 ～ 15：30

場所：農林水産省共用第二会議室（対面・WEB会議形式による併催）

2. 出席委員及びオブザーバー（50音順、敬称略）

臨時委員：砂川富正、津田知幸

専門委員：内村江利子、國保健浩、佐藤真澄、嶋田誠司、長井誠、山本健久

オブザーバー：呉克昌、迫田義博

3. 会議の概要

- 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について議論を行った。
- 選択的殺処分の導入は、飼養衛生管理の徹底と適時適切なワクチン接種を前提としたものであることから、導入後も引き続きこれらを十分に行うことが重要であるとの意見があった。
- 予防的ワクチンについて、現場では、接種間隔の短い追加接種は単回接種よりもかえって効果がないとの見解もあることから、国としてデータ・知見をさらに集積し、より適切なワクチン接種の方法について提示すべきとの意見があった。
- ワクチン接種にあたっては、用法・用量を遵守することが基本であるとの意見があった。
- 選択的殺処分の運用に関して、監視プログラム適用農場から子豚を肥育農場に移動させる条件は、繁殖農場と肥育農場との間の移動実態を踏まえて適切に設定すべきとの意見があった。
- 選択的殺処分の導入後も飼養衛生管理の重要性が変わらないことについて、啓発資料の作成も含めて生産者を始めとする関係者にしっかりと周知すべきとの意見があった。
- 選択的殺処分の導入に伴う防疫措置の運用に関して、防疫指針に以下について規定し、その他技術的な修正を加えることについて了承され、家畜衛生部会に報告することとされた。
  - （1）ワクチン接種区域内の疑似患畜のうち、殺処分命令の対象となる豚等の範囲・殺処分の範囲は、県が国と協議の上決定するが、主に以下を想定。

- (ア) ワクチン免疫が成立していない豚等（未接種、接種後20日以内、発育不良）
  - (イ) 症状が認められ、PCR検査で陽性となった豚等
  - (ウ) その他家畜防疫員が必要と判断した豚等
- (2) ワクチン接種区域内の患畜が確認された農場の全ての飼養豚等に対する拡散状況確認検査の実施及び当該検査で陰性になった豚等の疑似患畜からの除外
- (3) 豚熱の患畜確認の場合の患畜及び疑似患畜の殺処分、患畜等の死体及び汚染物品の処理等に係る運用
- (4) ワクチン接種区域における患畜又は豚熱ウイルス遺伝子が検出された疑似患畜と同居歴のある豚等に対する緊急ワクチン接種の運用
- (5) ワクチン接種区域内の患畜確認後の監視プログラム
- ・ 移動制限と毎日の報告徴求により監視。（原則、患畜の確定から90日が経過し、かつ、消毒が完了した日から28日が経過するまでの期間）
  - ・ 消毒完了後（発生から約3週間後）、症状のない豚等はと畜場への出荷及び子豚の肥育農場への移動が可能